

日本評価学会の委員会の設置等に関する規程
(2020年9月25日日本評価学会理事会決定)

1. 日本評価学会の委員会は、「編集委員会」「出版・広報委員会」「国際交流委員会」「企画委員会」「学会賞審査・倫理委員会」「研修委員会」とする。
2. 前条の委員会の委員長は、理事会の議を経て会長が任命する。
3. 各委員会の委員は委員長の指名により選任し、会長に報告する。
4. 委員長及び委員の任期は、役員が選任された日から2年とし、再任を妨げない。
5. 各委員長は各委員会の活動等について、総会において過去1年の活動成果と翌年の活動計画に関する報告を行う。
6. 各委員会の規程を改正しようとするときは、各委員会において原案を審議し、理事会においてこれを決定する。

(附則)

1. この規程は、2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。